

## 子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 子どもを共に育む京都市民憲章のより一層の推進を図ることを目的に制定する条例について、市長の諮問に応じ、調査・審議し、条例で規定すべき事項について意見を述べるため、子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 委員会は、委員27人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 別表の関係機関及び団体から選任された者

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募により選出した者

3 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

## (招集及び会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議の出席又は協力を求めることができる。

## (部会)

第5条 委員長は、特定の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、委員長が指名する。

## (会議の公開)

第6条 会議は公開とする。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉局子育て支援部児童家庭課及び教育委員会事務局生涯学習部において行う。

## (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

## (経過措置)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。

別表（第2条関係）

<p>京都子どもネットワーク連絡会議関係機関・団体</p>	<p>京都家庭裁判所，京都経営者協会，京都子育てネットワーク，京都市営保育所長会，京都市児童館学童連盟，京都市社会福祉協議会，京都市小学校長会，京都市少年補導委員会，京都市女性協会，京都市私立幼稚園協会，京都市中央卸売市場協会，京都児童養護施設長会，京都市日本保育協会，京都市PTA連絡協議会，京都市保育園連盟，京都市保育士会，京都市保健協議会連合会，京都市母子寡婦福祉連合会，京都市民生児童委員連盟，京都市ユースサービス協会，京都障害児者親の会協議会，京都商工会議所，京都市立高等学校長会，京都市立総合支援学校長会，京都市立中学校長会，京都市立幼稚園長会，京都人権擁護委員協議会，京都知的障害者福祉施設協議会，京都府医師会，京都府栄養士会，京都府看護協会，京都府警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター，京都府歯科医師会，京都府助産師会，京都府私立中学高等学校連合会，京都府薬剤師会，京都弁護士会，京都母子生活支援施設協議会，京都労働局雇用均等室，京都労働者福祉協議会，近畿農政局，子育て支援コミュニティおふいすパワーアップ，地域予防医学推進協会，昼間里親連絡会</p>
<p>人づくり21世紀委員会幹事団体</p>	<p>京都市少年補導委員会，京都市地域生徒指導連合会，日本ボーイスカウト京都連盟，ガールスカウト日本連盟京都府支部，ユース21京都，京都市ユースサービス協会，京都ユースホステル協会，京都YMCA，京都市子ども会育成連絡協議会，京都府モラロジー協議会，京都キャンプ協会，京都市防犯推進委員連絡協議会，京都パープルサンガ，京都府オリエンテーリング協会，国際ソロプチミスト京都，京都キワニスクラブ，京都ベンチャークラブ，京都市地域女性連合会，住みよい京都をつくる婦人の会，京都市女性協会，京都市体育振興会連合会，京都市体育協会，京都市スポーツ少年団，京都市芸術文化協会，全京都洋舞協議会，京都少年少女合唱連盟，京都市内博物館施設連絡協議会，京都民間カルチャー事業協議会，大学コンソーシアム京都，京都市生涯学習振興財団，京都府医師会，京都府歯科医師会，京都府薬剤師会，京都府助産師会，京都市学校医会，京都市学校薬剤師会，京都市保健協議会連合会，京都市児童館学童連盟，京都市保育園連盟，京都市民生児童委員連盟，京都市老人クラブ連合会，京都市保護司連絡協議会，京都府更生保護女性連盟，京都市社会福祉協議会，京都市身体障害者団体連合会，京都総合福祉協会，京都手をつなぐ育成会，京都商工会議所，京都経営者協会，京都経済同友会，京都工業会，京都府中小企業団体中央会，京都青年中央会，京都伝統産業青年会，京都青年会議所，京都人権擁護委員協議会，グループすずらん，プラスワンネットワーク，愛・あ〜すKYOTO，全日本家庭教育研究会，家庭倫理の会京都市，京都子育てネットワーク，子育て支援コミュニティおふいすパワーアップ，芝生スクール京都，京都掃除に学ぶ会，現代教育研究協会，京都市PTA連絡協議会，京都市立幼稚園PTA連絡協議会，京都市小学校PTA連絡協議会，京都市立中学校PTA連絡協議会，京都市立高等学校PTA連絡協議会，京都市立総合支援学校PTA連絡協議会，京都スクールパートナー21，京都市私立幼稚園協会，京都市私立幼稚園PTA連合会，はのんの会（京都市私立幼稚園PTA連合会OB会），京都「おやじの会」連絡会，京都府私立中学高等学校連合会，京都府専修学校各種学校協会，京都市立幼稚園長会，京都市小学校長会，京都市立中学校長会，京都市立高等学校長会，京都市立総合支援学校長会，京都市退職校園長会，京都新聞社，朝日新聞社京都総局，毎日新聞社京都支局，読売新聞社京都総局，産経新聞社京都総局，日本経済新聞社京都支社，中日新聞社京都支局，日本放送協会京都放送局，京都放送，時事通信社京都総局，共同通信社京都支局，日本教育新聞社関西支社，洛西ケーブルビジョン，ジェイコムウエスト京都みやびじょん局，エフエム京都，京都リビング新聞社，日本自動車連盟京都支部，京都小さな命を考える懇談会，子どもと川とまちのフォーラム</p>